

○「技能講習修了証の統合の取扱いについて」（平成8年2月7日付け基発第53号） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行																																																										
<p>統一技能講習修了証の様式例</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">労働安全衛生法による技能講習修了証</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td colspan="2" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日交付 〇〇〇労働局長登録講習機関 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">講習の種類</td> <td>足場の組立て等作業主任者</td> <td>第〇〇〇号</td> <td>〇年〇月〇日講習修了</td> </tr> <tr> <td>フォークリフト運転</td> <td>第〇〇〇号</td> <td>〇年〇月〇日講習修了</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>第***号</td> <td>*年*月*日講習修了</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>第***号</td> <td>*年*月*日講習修了</td> </tr> </table>	労働安全衛生法による技能講習修了証				氏名		写 真		生年月日		住所		年 月 日交付 〇〇〇労働局長登録講習機関 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印		講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了	フォークリフト運転	第〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了	*****	第***号	*年*月*日講習修了	*****	第***号	*年*月*日講習修了	<p>統一技能講習修了証の様式例</p> <p>(表面)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">労働安全衛生法による技能講習修了証</th> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">氏名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td colspan="2" rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">写 真</td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>本籍地</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日交付 〇〇〇労働基準局長指定講習機関 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">講習の種類</td> <td>足場の組立て等作業主任者</td> <td>第〇〇〇号</td> <td>〇年〇月〇日講習修了</td> </tr> <tr> <td>フォークリフト運転</td> <td>第〇〇〇号</td> <td>〇年〇月〇日講習修了</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>第***号</td> <td>*年*月*日講習修了</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>第***号</td> <td>*年*月*日講習修了</td> </tr> </table>	労働安全衛生法による技能講習修了証				氏名		写 真		生年月日		<u>本籍地</u>		住所		平成 年 月 日交付 〇〇〇労働基準局長指定講習機関 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印				講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了	フォークリフト運転	第〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了	*****	第***号	*年*月*日講習修了	*****	第***号	*年*月*日講習修了
労働安全衛生法による技能講習修了証																																																											
氏名		写 真																																																									
生年月日																																																											
住所																																																											
年 月 日交付 〇〇〇労働局長登録講習機関 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印																																																											
講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了																																																								
	フォークリフト運転	第〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了																																																								
	*****	第***号	*年*月*日講習修了																																																								
	*****	第***号	*年*月*日講習修了																																																								
労働安全衛生法による技能講習修了証																																																											
氏名		写 真																																																									
生年月日																																																											
<u>本籍地</u>																																																											
住所																																																											
平成 年 月 日交付 〇〇〇労働基準局長指定講習機関 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印																																																											
講習の種類	足場の組立て等作業主任者	第〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了																																																								
	フォークリフト運転	第〇〇〇号	〇年〇月〇日講習修了																																																								
	*****	第***号	*年*月*日講習修了																																																								
	*****	第***号	*年*月*日講習修了																																																								

○「技能講習修了証明書統合発行システムの運用について」（平成16年2月17日基発第0217003号） 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第4 帳簿等の内容のデータベースへの登録等について 指定機関は、引渡し等を受けた帳簿、帳簿の写し及び修了者データの内容(修了者の氏名、生年月日、技能講習の種類、技能講</p>	<p>第4 帳簿等の内容のデータベースへの登録等について 指定機関は、引渡し等を受けた帳簿、帳簿の写し及び修了者データの内容(修了者の氏名、生年月日、<u>本籍地</u>、技能講習の種</p>

習を実施した機関(都道府県労働局を含む。)の名称(以下「技能講習実施機関名」という。)、修了年月日及び修了証番号)を技能講習修了者データベース(以下「データベース」という。)に登録することとする。

また、指定機関は、データベース等について、個人データの漏えい、滅失等の防止等の措置を講じて管理するものとする。

第5 修了証の再交付等及び修了証明書の交付の申込み等について

(1) 修了者は、登録教習機関が帳簿を保存している場合に、修了証の滅失、損傷又は氏名の変更が生じたときは、修了証再交付・書替申込書に必要書類を添付して登録教習機関へ修了証の再交付又は書替えを申し込むものであること。

(2) 修了者は、登録教習機関が帳簿を指定機関に引き渡した場合又は都道府県労働局が帳簿の引渡し若しくは帳簿の写しの引継ぎを指定機関に行った場合に、修了証の滅失、損傷又は氏名の変更が生じたときは、修了証明書交付申込書に必要書類を添付して指定機関へ修了証明書の交付を申し込むものであること。なお、修了者が、指定機関のデータベースの範囲内で、その申込みに係るすべての技能講習の修了資格を一枚の書面に統合して記載した修了証明書の交付を受けることを希望するときは、その旨を記載して申し込むことができること。

また、修了者は、登録教習機関が指定機関に対し帳簿若しくは帳簿の写しの引渡し等を行った場合又は都道府県労働局若しくは厚生労働本省が指定機関に対し帳簿、帳簿の写し若しくは修了者データの引渡し等を行った場合に、指定機関のデータベースの範囲内で、その申込みに係るすべての技能講習の修了資格を一枚の書面に統合して記載した修了証明書の交付を受けることを希望するときは、修了証明書交付申込書に必要書類を添付して指定機関へ修了証明書の交付を申し込むものであること。

この他、交付された修了証明書の再交付・書替えの申込みについても修了証明書の交付の申込みに準じて行うものとするこ

類、技能講習を実施した機関(都道府県労働局を含む。)の名称(以下「技能講習実施機関名」という。)、修了年月日及び修了証番号)を技能講習修了者データベース(以下「データベース」という。)に登録することとする。

また、指定機関は、データベース等について、個人データの漏えい、滅失等の防止等の措置を講じて管理するものとする。

第5 修了証の再交付等及び修了証明書の交付の申込み等について

(1) 修了者は、登録教習機関が帳簿を保存している場合に、修了証の滅失、損傷又は**本籍**、氏名の変更が生じたときは、修了証再交付・書替申込書に必要書類を添付して登録教習機関へ修了証の再交付又は書替えを申し込むものであること。

(2) 修了者は、登録教習機関が帳簿を指定機関に引き渡した場合又は都道府県労働局が帳簿の引渡し若しくは帳簿の写しの引継ぎを指定機関に行った場合に、修了証の滅失、損傷又は**本籍**、氏名の変更が生じたときは、修了証明書交付申込書に必要書類を添付して指定機関へ修了証明書の交付を申し込むものであること。なお、修了者が、指定機関のデータベースの範囲内で、その申込みに係るすべての技能講習の修了資格を一枚の書面に統合して記載した修了証明書の交付を受けることを希望するときは、その旨を記載して申し込むことができること。

また、修了者は、登録教習機関が指定機関に対し帳簿若しくは帳簿の写しの引渡し等を行った場合又は都道府県労働局若しくは厚生労働本省が指定機関に対し帳簿、帳簿の写し若しくは修了者データの引渡し等を行った場合に、指定機関のデータベースの範囲内で、その申込みに係るすべての技能講習の修了資格を一枚の書面に統合して記載した修了証明書の交付を受けることを希望するときは、修了証明書交付申込書に必要書類を添付して指定機関へ修了証明書の交付を申し込むものであること。

この他、交付された修了証明書の再交付・書替えの申込みについても修了証明書の交付の申込みに準じて行うものとするこ

と。

第7 捜査関係事項照会について

新システムのデータベースに登録されている修了者の氏名、生年月日、技能講習の種類、技能講習実施機関名、修了年月日及び修了証番号について捜査関係事項照会を行う場合は、指定機関の代表者あてに行うこと。なお、修了者の照会に当たっては、当該修了者の氏名及び生年月日の項目が必須項目であることに留意すること。

別紙 新しい技能講習修了証明書統合発行システムの概要

4 指定機関におけるデータベースへの登録項目

指定機関におけるデータベースへの登録項目は、次のとおりである。

- ① 修了者の氏名、生年月日
- ② 技能講習の種類
- ③ 技能講習を実施した機関の名称
- ④ 修了年月日
- ⑤ 修了証番号

5 修了証の再交付・書替えの申込み及び修了証明書の交付の申込み

(1) 修了者が登録教習機関に修了証の再交付又は書替えの申込みを行う場合は、次のとおりである。

- ① 登録教習機関が帳簿を保存している場合で、修了証の滅失、損傷又は氏名の変更が生じたとき

(2) 修了者が指定機関に修了証明書の交付の申込みを行う場合は、次のとおりである。

- ① 登録教習機関が指定機関に帳簿の引渡しを行った場合又は都道府県労働局が指定機関に帳簿若しくは帳簿の写しの引渡し等を行った場合で、修了証の滅失、損傷又は氏名の変更が生じたとき
- ② (略)

と。

第7 捜査関係事項照会について

新システムのデータベースに登録されている修了者の氏名、生年月日、本籍地、技能講習の種類、技能講習実施機関名、修了年月日及び修了証番号について捜査関係事項照会を行う場合は、指定機関の代表者あてに行うこと。なお、修了者の照会に当たっては、当該修了者の氏名及び生年月日の項目が必須項目であることに留意すること。

別紙 新しい技能講習修了証明書統合発行システムの概要

4 指定機関におけるデータベースへの登録項目

指定機関におけるデータベースへの登録項目は、次のとおりである。

- ① 修了者の氏名、生年月日、本籍地
- ② 技能講習の種類
- ③ 技能講習を実施した機関の名称
- ④ 修了年月日
- ⑤ 修了証番号

5 修了証の再交付・書替えの申込み及び修了証明書の交付の申込み

(1) 修了者が登録教習機関に修了証の再交付又は書替えの申込みを行う場合は、次のとおりである。

- ① 登録教習機関が帳簿を保存している場合で、修了証の滅失、損傷又は本籍、氏名の変更が生じたとき

(2) 修了者が指定機関に修了証明書の交付の申込みを行う場合は、次のとおりである。

- ① 登録教習機関が指定機関に帳簿の引渡しを行った場合又は都道府県労働局が指定機関に帳簿若しくは帳簿の写しの引渡し等を行った場合で、修了証の滅失、損傷又は本籍、氏名の変更が生じたとき
- ② (略)

新しい技能講習修了証明書統合発行システムの概要図

(略)

(注1) 登録教習機関が帳簿を保存している場合で、修了証の滅失・損傷又は氏名の変更が生じたとき

(注2) ①登録教習機関が指定機関に帳簿を引き渡した場合・都道府県労働局が指定機関に帳簿等の引渡し等をした場合で、修了証の滅失・損傷又は氏名の変更が生じたとき

② (略)

別添 技能講習修了証明書の様式

(表面)

労働安全衛生法による技能講習修了証明書																												
修了証明書番号										写真																		
氏名																												
生年月日					年 月 日															性別								
発行日					年 月 日					指定機関名 印																		
有無	講習の種類	整地	基礎	解体	不整	高所	フォ	シヨ	玉掛						床ク	小ク	ガス	コ破	地山	土止	ず掘	ず覆	型枠	足場	鉄骨	コ解	鋼橋	コ橋
有無	種類	採石	木建	はい	船内	水取	水掘	普圧	化圧						木材	フレ	乾燥	酸欠	酸硫	持化	鉛	四鉛	有機					

新しい技能講習修了証明書統合発行システムの概要図

(略)

(注1) 登録教習機関が帳簿を保存している場合で、修了証の滅失・損傷又は**本籍**・氏名の変更が生じたとき

(注2) ①登録教習機関が指定機関に帳簿を引き渡した場合・都道府県労働局が指定機関に帳簿等の引渡し等をした場合で、修了証の滅失・損傷又は**本籍**・氏名の変更が生じたとき

② (略)

別添 技能講習修了証明書の様式

(表面)

労働安全衛生法による技能講習修了証明書																								
修了証明書番号										写真														
氏名																								
生年月日					年 月 日															性別				
本籍地										指定機関名 印														
発行日					平成 年 月 日																			
有無	講習の種類	整地	基礎	解体	不整	高所	フォ	シヨ	玉掛											床ク	小ク	ガス	コ破	地山
有無	種類	採石	木建	はい	船内	水取	水掘	普圧	化圧	木材	フレ	乾燥	酸欠	酸硫	持化	鉛	四鉛	有機						

○「外国人労働者に対する技能講習の実施について」（平成24年10月10日付け基発1010第4号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>別添 外国人労働者に対する技能講習実施要領 3 技能講習修了証の発行 氏名の欄は、旅券又は在留カードに記載されている氏名を記入すること。</p>	<p>別添 外国人労働者に対する技能講習実施要領 3 技能講習修了証の発行 <u>(1) 氏名の欄は、旅券又は在留カードに記載されている氏名を記入すること。</u> <u>(2) 本籍地の欄は、国籍を記載すること。</u></p>

○「労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令の施行及びボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示の適用等について」（平成25年1月16日付け基発0116第5号） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第2 改正の内容及び留意事項 2 都道府県労働局長による免許の取消事由の追加 (1) 労働安全衛生規則第66条関係 ① (略) ② 現に複数の免許を受けている者について、その免許の一部を取り消した場合には、労働安全衛生規則第68条第2項に基づき免許証の再交付を行うこととなるが、当該取消しの申請は、免許証の再交付を受けることを目的とするものではないことから、労働安全衛生法第112条第1項第9号の免許証の再交付を受けようとする者には該当せず、同条の規定による手数料の納付は不要であること。なお、取消しの申請を行う場合であっても、同時に、氏名等の変更について免許証の書換えを受けようとするとき又は免許証の紛失若しくは滅失を事由として再交付を受けようとするときは、同条の規定によ</p>	<p>第2 改正の内容及び留意事項 2 都道府県労働局長による免許の取消事由の追加 (1) 労働安全衛生規則第66条関係 ① (略) ② 現に複数の免許を受けている者について、その免許の一部を取り消した場合には、労働安全衛生規則第68条第2項に基づき免許証の再交付を行うこととなるが、当該取消しの申請は、免許証の再交付を受けることを目的とするものではないことから、労働安全衛生法第112条第1項第9号の免許証の再交付を受けようとする者には該当せず、同条の規定による手数料の納付は不要であること。なお、取消しの申請を行う場合であっても、同時に、氏名、<u>本籍地</u>等の変更について免許証の書換えを受けようとするとき又は免許証の紛失若しくは滅失を事由として再交付を受けようとするときは、同条の</p>

る手数料の納付が必要であること。
(2) (略)

規定による手数料の納付が必要であること。
(2) (略)